

3月定例議会から 提出議案の概要

平成16年第2回定例村議会は、3月8日から19日までの日程で行われました。

一般質問は10・11日に行われ、9人の議員が村政の重要な課題について村側の考えをたえました。議案審議は8・19日に行われ、追加議案2件を含む26の議案について慎重な審議の結果、原案どおり可決されました。

今議会に提出された議案の概要は以下のとおりです。
(紙面の都合で内容は省略されています)

平成15年度 一般会計補正予算

主な内容は、堆肥センサー・備品購入、異常気象対策費などです。その他整理予算です。また、飯樋小学校北・西校舎大規模改造事業、単独住宅建設事業を繰越しして実施する繰越明許費の設定です。

平成16年度一般会計・ 特別会計予算

本紙2、3ページ参照

村個人情報保護条例

村が保有する個人情報

の適正な取扱いの確保と、個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護する条例です。

村保育所設置条例

やまゆり保育所を児童福祉法に基づく認可保育所として位置付けるための条例です。また、関連のへき地保育所条例を廃止するものです。

村保育の実施に 関する条例

右に関連し、認可保育所で保育を実施するため



▲3月議会のようす

村営住宅条例の一部 を改正する条例

の条例です。また、関連のへき地保育の条例を廃止するものです。

村使用料条例の一部 を改正する条例

この条例は、大谷地区に隣接する旧教員住宅3戸を、公営住宅法に基づかない村営住宅に加え、一般住民向け住宅として管理するための条例改正です。

右記の条例に関連し、

その家賃を月額2万5千円に定める条例改正です。

村水道条例の一部を 改正する条例

飯館簡易水道の使用料金を改正、平均16・5%値上げするための条例改正です。

実施時期は平成16年6月からです。

村農業集落排水処理 施設設置条例の一部 を改正する条例

農業集落排水処理施設の使用料を運用実態に合わせて改正する条例です。

議員の報酬、期末手当 及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例

議会議員が職を離れた

場合の計算方法を、県及び近隣市町村と同じく月割りで、その当月分までの報酬を支給することに

改正。また、議長、副議長及び議員の報酬月額5%引き下げを、更に、平成16年4月1日より平成17年9月30日まで実施す

るための条例改正です。

村長等の給与及び旅費、教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

村長、助役及び教育長の給料月額5%引き下げを、更に5%上乘せし、10%の引き下げを平成16年4月1日より実施するための条例改正です。

追加議案

飯樋小北・西校舎 大規模改修工事請負 契約

指名競争入札により落札した業者との請負契約について議決を求めるものです。

村固定資産評価審査 委員会委員の選任に ついて

長谷川侑廣さん(伊丹沢)の再任について、議会の承認を求めるものです。